第1 租税収入

- 1 租税収入の推移(昭和50年度以降)
 - (1) 租税総額の特徴
 - ① 第1次石油危機の影響により戦後初の落ち込みを記録した昭和50年度以降、55年度までは日本経済が回復基調にあったことから10%台の伸びをみせた。
 - ② 平成4年度に景気後退の影響により50年度以来17年ぶりに前年度を割り込み、6年度は所得税・個人住民税の特別減税などの影響により前年度を割り込んでいたが、7年度から9年度は特別減税の縮減・廃止や9年度の消費税引上げ・地方消費税の導入等により増収となった。
 - ③ 10 年度は定額による特別減税の実施、11 年度は最高税率の引き下げや定率による税額控除制度の実施に伴い減収になった。
 - ④ 12 年度は県民税利子割等の増加により増収に転じたものの、13 年度からは景気低迷の影響を受けて再び減収となっている。
 - ⑤ 16 年度から 19 年度は、景気回復により主に法人関係税収入が伸び、増収となった。
 - ⑥ 20 年度及び 21 年度は、サブプライムローン問題やリーマンショック等により法人関係税収入等が大きく落ち込んだため、租税総額も大幅な減収となったが、22 年度からは所得税及び法人税等が堅調に推移している。
 - ⑦ 26 年度からの消費税率引き上げに伴い国税・道府県税が増収となったが、28 年度から法 人事業税の所得割の税率が引き下げられたことなどもあり国税が減収となっている。
 - ⑧ 令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により所得税、法人税が減少したことに伴い、国税が減収となった。

第1-1表 租税収入の推移

(単位:億円・%)

								1411年11日 11190	
区分	国税	道府県税	市町村税	租税総額	対前年度増減率 対前年度増減率				
年度	四九	起 的 水机	טלוינין נאינוי	7五1九小心有具	国税	道府県税	市町村税	租税総額	
50	145, 043	38, 692	42, 856	226, 591	△ 7.9	△ 9.4	8. 1	△ 5.6	
55	283, 688	73, 903	85, 035	442, 626	13. 7	12. 0	14. 4	13. 5	
60	391, 502	102, 040	131, 125	624, 667	6. 5	7. 4	9. 4	7. 2	
元	571, 361	147, 541	170, 410	889, 312	9. 5	6. 3	4. 9	8. 0	
2	627, 798	156, 464	178, 040	962, 302	9. 9	6. 0	4. 5	8. 2	
3	632, 110	161, 835	188, 892	982, 837	0. 7	3. 4	6. 1	2. 1	
4	573, 964	148, 330	197, 353	919, 647	△ 9.2	△ 8.3	4. 5	△ 6.4	
5	571, 142	138, 779	197, 134	907, 055	△ 0.5	△ 6.4	△ 0.1	△ 1.4	
6	540, 007	136, 080	189, 311	865, 398	△ 5.5	△ 1.9	△ 4.0	△ 4.6	
7	549, 630	139, 090	197, 660	886, 380	1. 8	2. 2	4. 4	2. 4	
8	552, 261	145, 915	205, 022	903, 198	0. 5	4. 9	3. 7	1. 9	
9	556, 007	149, 478	212, 077	917, 562	0. 7	2. 4	3. 4	1. 6	
10	511, 977	153, 195	206, 027	871, 199		2. 5	△ 2.9	△ 5.1	
11	492, 139	145, 862	204, 399	842, 400		△ 4.8	△ 0.8	△ 3.3	
12	527, 209	155, 850	199, 614	882, 673		6.8	△ 2.3	4. 8	
13	499, 684	155, 303	200, 185	855, 172	△ 5.2	△ 0.4	0. 3	△ 3.1	
14	458, 442	138, 035	195, 750	792, 227	△ 8.3	Δ 11.1	△ 2.2	△ 7.4	
15	453, 694	136, 931	189, 726	780, 351	Δ 1.0	△ 0.8	△ 3.1	△ 1.5	
16	481, 029	144, 870	190, 518	816, 417	6. 0	5. 8	0. 4	4. 6	
17	522, 905	152, 269	195, 775	870, 949	8. 7	5. 1	2. 8	6. 7	
18	541, 169	163, 243	201, 819	906, 231	3. 5	7. 2	3. 1	4. 1	
19	526, 558	186, 642	216, 026	929, 226	△ 2.7	14. 3	7. 0	2. 5	
20	458, 309	179, 280	216, 305	853, 894		△ 3.9	0. 1	△ 8.1	
21	402, 433	165, 088	186, 741	754, 262	△ 12.2	△ 7.9	△ 13.7	△ 11.7	
	(395, 693)	(171, 492)			(△13.7)	(△4.3)			

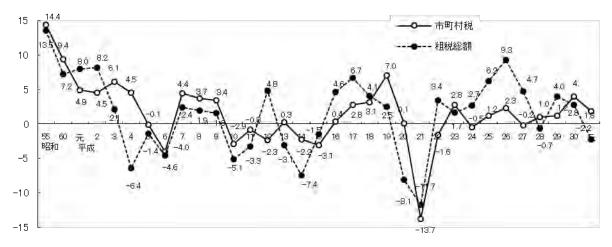
区分	日報	道府県税	市町村税	租税総額	対前年度増減率			
年度	国税				国税	道府県税	市町村税	租税総額
22	437, 074	159, 323	183, 840	780, 237	8. 6	△3. 5	△1.6	3. 4
	(422, 875)	(173, 483)			(6. 9)	(1. 2)		
23	451, 754	157, 354	184, 360	793, 468	3. 4	△1.2	2. 8	1. 7
	(436, 194)	(172, 782)			(3. 1)	(△0.4)		
24	470, 492	161, 168	183, 440	815, 100	4. 1	2. 4	△0.5	2. 7
	(453, 794)	(177, 877)			(4. 0)	(2. 9)		
25	512, 274	168, 092	185, 651	866, 017	8. 9	4. 3	1. 2	6. 2
	(492, 264)	(187, 894)			(8. 5)	(5. 6)		
26	578, 492	177, 940	189, 914	946, 346	12. 9	5. 9	2. 3	9. 3
	(554, 547)	(201, 818)			(12. 7)	(7. 4)		
27	599, 694	201, 426	189, 560	990, 680	3. 7	13. 2	△ 0.2	4. 7
	(578, 888)	(222, 452)			(4. 4)	(10. 2)		
28	589, 563	202, 517	191, 407	983, 487	△ 1.7	0. 5	1. 0	△ 0.7
	(571, 747)	(220, 293)			(-1. 2)	(-1.0)		
29	623, 803	205, 428	193, 616	1, 022, 847	5. 8	1. 4	1. 2	4. 0
	(605, 225)	(223, 880)			(5. 9)	(1.6)		
30	642, 241	206, 201	201, 313	1, 049, 756	3. 0	0. 4	4. 0	2. 6
	(621, 362)	(227, 066)			(2. 7)	(1.4)		
令 元	621, 751	207, 036	205, 079	1, 033, 866	△ 3.2	0. 4	1. 9	△ 1.5
	(601, 315)	(227, 462)			(-3. 2)	(0. 2)		

- (注) 1 「令和2年度地方税に関する参考計数資料(総務省自治税務局)」(以下「計数資料」という。)
 - 2 数値は決算額である。
 - 3 平成21年度以降の()内は、地方法人特別税の額を国税から控除した額、都道府県税に地方法人特別譲与税 を加算した額である。

(2) 市町村税収入の特徴(第1-1表、第1-1図)

- ① 昭和 50 年台から平成4年まで市町村税は毎年増収を続けてきたが、平成5年度には景気の低迷による個人住民税所得割及び法人住民税の減少により、昭和 50 年以来初めて前年度を割り込んだ。
- ② 平成6年度は個人住民税の特別減税などの影響により5年度に引き続き前年度を割り込んだものの、7年度から9年度は特別減税の廃止等により前年に比べ増収に、10年度から12年度は、定額による特別減税の実施、定率による税額控除制度の実施等により減収となっている。
- ③ 13 年度は固定資産税の増収等により4年ぶりに前年度決算を上回ったが、14、15 年度は 市町村民税の減収の影響により再び前年度を割り込む状況となっている。
- ④ 16 年度以降は、住民税所得割及び法人税割の増収等により増加基調にあり、19 年度は所得税から住民税への税源移譲や定率減税の廃止等により前年度を上回る状況となっている。
- ⑤ 20 年度及び 21 年度はサブプライムローン問題やリーマンショック等により法人関係税収等が大きく落ち込んだため、前年度を割り込む状況となっている。
- ⑥ 24 年度には年少扶養控除の廃止に伴い個人住民税所得割が増加した一方、固定資産税の 評価替えに伴う減収の結果、前年度を割り込んでいる。25 年度以降は法人税割、固定資産 税(家屋)を中心に、堅調に推移している。
- ⑦ 27 年度には法人税の税率の引き下げに伴い市町村民税(法人分)が大きく落ち込んだことにより、前年度を割り込む状況となっている。
- ⑧ 市町村民税(個人分)の増収に伴い、28年度には増加に転じた。30年度には、道府県負担費教職員の給与負担事務が道府県から政令指定都市へ移譲されたことに伴い、政令指定都市の個人住民税税率が引き上げられたことにより、大幅に増加している。

第1-1図 租税収入における対前年度増減率の推移

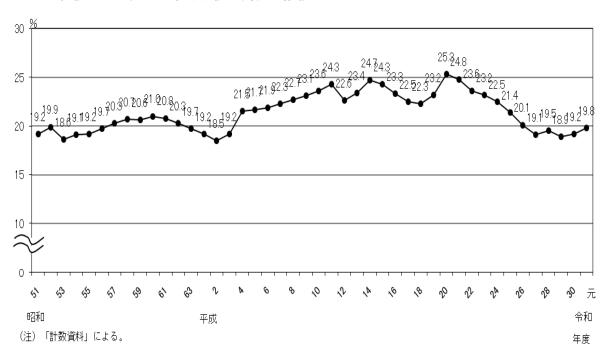


(注) 「計数資料」による。

2 租税収入に占める市町村税収入の割合(第1-2図)

昭和 60 年度の 21.0%をピークに以後減少していたが、平成 2 年度を境に増加に転じ、12 年度には地価下落及び評価替えの影響から、固定資産税が減収となりいったん減少したものの、14 年度には 24.7%と昭和 30 年度以降最高の割合に達した。これは、特に景気の低迷に伴い、相対的に景気に左右されやすい国税・道府県税を含む租税収入全体が落ち込む中、景気変動に比較的左右されにくい市町村税の比率が上昇しているものと考えられる。なお、16 年度以降は、国・都道府県ほど法人関係の税収が伸びず、市町村税収入の割合が相対的に減少したが、19 年度は個人住民税の増等により、20 年度、21 年度はリーマンショック等により租税総額が大幅に落ち込んだこと等により、相対的に増加に転じている。22 年度以降は国税の増収に伴い、相対的に市町村税収入の割合は減少している。28 年以降は固定資産の設備投資の増加、国税である法人税率の引き下げに起因して市町村税の割合が増加し、その後は安定して推移している。

第1-2図 租税収入に占める市町村税の割合の推移



租税収入に占める直接税及び間接税の割合

国税では昭和35年度以降、地方税では昭和45年度以降それぞれ直接税の割合は、平成元年度 の税制改革で消費税が導入されるまで、一貫して上昇が続いた。

平成元年度に消費税が導入されたことにより、直接税の伸びは国税でやや鈍化したものの、地 方税では地価高騰の影響等により逆に拍車がかかった。

平成7年度は特別減税の影響、平成9年度は消費税の税率引上げ及び地方消費税の導入、平成 10 年度は定額による特別減税の実施、平成 11 年度からは最高税率の引下げや定率による税額控 除制度の実施等により、国税・地方税共に間接税の割合が増加傾向にある。

20 年度以降は、サブプライムローン問題やリーマンショック等による法人関係税の減収によ り相対的に直接税の割合が一時的に減少したが、法人関係税収の回復に伴い、直接税の割合が 年々増加していた。

26 年度以降は、消費税率引き上げに伴い間接税の割合が増加していたが、28 年度は直接税で ある地方法人二税の課税ベース拡大等に伴い減少に転じた。その後は安定推移していたが、令和 元年度には消費税率引き上げ等に伴い間接税の割合が大きく増加している。

第1-2表 租税収入に占める直接税及び間接税等の割合の推移

(単位:06)

区分	Ξ	1	锐	地	方	税	租	税収入	(単位:%) 計
年度	直接税	間接税	計	直接税	間接税	ā†	直接税	間接税	計
昭 15	63.9	36.1	100.0	92.0	8.0	100.0	68.3	31.7	100.0
25	55.0	45.0	100.0	85.0	15.0	100.0	62.5	37.5	100.0
30	51.4	48.6	100.0	80.2	19.8	100.0	59.7	40.3	100.0
35	54.3	45.7	100.0	77.6	22.4	100.0	61.1	38.9	100.0
40	59.2	40.8	100.0	77.5	22.5	100.0	65.1	34.9	100.0
45	66.1	33.9	100.0	78.3	21.7	100.0	70.0	30.0	100.0
50	69.3	30.7	100.0	82.6	17.4	100.0	74.1	25.9	100.0
55	71.1	28.9	100.0	84.2	15.8	100.0	75.8	24.2	100.0
60	72.8	27.2	100.0	85.6	14.4	100.0	77.6	22.4	100.0
平 2	73.7	26.3	100.0	89.9	10.1	100.0	79.3	20.7	100.0
7	66.1	33.9	100.0	88.0	12.0	100.0	74.4	25.6	100.0
12	61.3	38.7	100.0	83.0	17.0	100.0	70.0	30.0	100.0
17	60.3	39.7	100.0	83.3	16.7	100.0	69.5	30.5	100.0
18	61.9	38.1	100.0	83.8	16.2	100.0	70.7	29.3	100.0
19	61.4	38.6	100.0	85.7	14.3	100.0	71.9	28.1	100.0
20	57.7	42.3	100.0	86.3	13.7	100.0	71.0	29.0	100.0
	52.9	47.1	100.0	85.5	14.5	100.0	68.1	31.9	100.0
21	(52.1)	(47.9)	(100.0)	(85.8)	(14.2)	(100.0)			
	56.3	43.7	100.0	84.5	15.5	100.0	68.7	31.3	100.0
22	(54.9)	(45.1)	(100.0)	(85.2)	(14.8)	(100.0)			
	57.2	42.8	100.0	84.5	15.5	100.0	69.0	31.0	100.0
23	(55.7)	(44.3)	(100.0)	(85.2)	(14.8)	(100.0)			
	58.7	41.3	100.0	84.6	15.4	100.0	69.7	30.3	100.0
24	(57.2)	(42.8)	(100.0)	(85.3)	(14.7)	(100.0)			
	60.8	39.2	100.0	84.7	15.3	100.0	70.6	29.4	100.0
25	(59.2)	(40.8)	(100.0)	(85.5)	(14.5)	(100.0)			
	56.8	43.2	100.0	84.5	15.5	100.0	67.6	32.4	100.0
26	(55.0)	(45.0)	(100.0)	(85.4)	(14.6)	(100.0)			
	56.0	44.0	100.0	80.5	19.5	100.0	65.7	34.3	100.0
27	(54.4)	(45.6)	(100.0)	(81.5)	(18.5)	(100.0)			
28	55.7	44.3	100.0	81.3	18.7	100.0	66.0	34.0	100.0
	(54.3)	(45.7)	(100.0)	(82.1)	(17.9)	(100.0)			
29	57.8	42.2	100.0	81.4	18.6	100.0	67.0	33.0	100.0
	(56.5)	(43.5)	(100.0)	(82.3)	(17.7)	(100.0)			
30	58.3	41.7	100.0	81.8	18.2	100.0	66.9	33.1	100.0
	(56.9)	(43.1)	(100.0)	(82.7)	(17.3)	(100.0)			
令和元	54.2	45.8	100.0	80.8	19.2	100.0	63.6	36.4	100.0
	(52.8)	(47.2)	(100.0)	(81.6)	(18.4)	(100.0)			1

⁽注) 1 「計数資料」による

² 国税における直接税、間接税の区分は、次のとおりである。

² 国税における直接税、間接税の区分は、次のどおりである。 直接税……所得税、法人税、法人特別税、相続税、地方法人特別税 等 間接税……直接税以外のもの(主なもの:消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税、関税) 3 地方税における直接税、間接税の区分は、次のとおりである。 直接税……道府県民税、事業税、自動車税、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、目的税 (自動車取得税、 軽油取引税、入湯税及び法定目的外税を除く。)等 間接税……直接税以外のもの(主なもの:地方消費税、ゴルフ場利用税、道府県・市町村たばこ税、軽油引取税) なお、地方税には地方分与税(配布税)・地方交付税(臨時特例地方交付金等を含む)及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む)

を含まない。 4 平成21年度以降の()内は、地方法人特別の額を国税から控除し、都道府県税に地方法人特別譲与税を加算した場合の率

4 租税負担率及び構成割合の推移

国税及び地方税の租税負担率は、昭和50年度には18.3%であったものが、昭和53年度以降 20~27%台で推移している(第1-3表参照)。この租税負担率の上昇については、その大部分 が累進構造を有する所得税、住民税(平成 19 年度以降は一律 10%にフラット化)等の所得課税 によるものであるが、平成6年度から13年度には所得税・個人住民税の特別・定率減税などに よる税収減により、主に23%台となっている。

26年度以降消費税率引上げの影響により租税負担率が上昇し、25%台となった。

第1-3表 国民所得に対する租税負担率

年 度	国民所得		租税負担額				
十 及		国 税	地方税	計	国 税	地方税	計
昭和9~	百万円	百万円	百万円	百万円	9/		%
11年度		1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
	億円	億円	億円	億円	9,		%
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5 5.8	18.9
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2		18.0
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7 12.8	6.1 6.4	18.9 19.2
46	659,105	84,426	42,358	126,784	13.3	6.4	19.8
47	779,369	103,977	50,044	154,021 205.386	14.7	6.8	21.4
48	958,396	140,473 157.544	64,913 82,375	205,386	14.7	7.3	21.3
49	1,124,716 1,239,907	145,043	82,375 81,548	239,919	11.7	6.6	18.3
50	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	6.8	18.8
51	1,403,972	184,341		· ·	11.8	7.1	18.9
52	1,557,032	(208,721)	110,052	294,393 (331,092)	(12.2)	/.1	(19.3)
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2.679.415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2.810.998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3.027.101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627.798	334.504	962,302	18.1	9.6	27.7
3		,	·	· ·	17.1	9.5	26.6
4	3,689,316	632,110	350,727	982,837	15.7	9.4	25.1
5	3,660,072	573,964	345,683	919,647			
	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,683,506	540,007	325,391	865,398	14.7	8.8	23.5
7	3,784,796	549,630	336,750	886,380	14.5	8.9	23.4
8	3,913,605	552,261	350,937	903,198	14.1	9.0	23.1
9	3,884,837	556,007	361,555	917,562	14.3	9.3	23.6
10	3,782,396	511,977	359,222	871,199	13.5	9.5	23.0
11	3,770,032	492,139	350,261	842,400	13.1	9.3	22.3
12	3,859,685	527,209	355,464	882,673	13.7	9.2	22.9
13	3,743,078	499,684	355,488	855,172	13.3	9.5	22.8
14	3,726,487	458,442	333,785	792,227	12.3	9.0	21.3
15	3,779,521	453,694	326,657	780,351	12.0	8.6	20.6
16	3,826,819	481,029	335,388	816,417	12.6	8.8	21.3
17	3,873,557	522,905	348,044	870,949	13.5	9.0	22.5
18	3,923,513	541,169	365,062	906,231	13.8	9.3	23.1
19	3,922,979	526,558	402,668	929,226	13.4	10.3	23.7
20	3,639,913	458,309	395,585	853,894	12.6	10.9	23.5
21	3,534,222	402,433	351,830	754,262	11.4	10.0	21.3
22	3,619,171	437,074	343,163	780,237	12.1	9.5	21.6
23	3,584,003	451,754	341,714	793,468	12.6	9.5	22.1
24	3,598,240	470,492	344,608	815,100	13.1	9.6	22.7
25	3,742,107	512,274	353,743	866,017	13.7	9.5	23.1
26	3,793,674	578,492	367,854	946,346	15.2	9.7	24.9
27	3,900,618	599,694	390,986	990,679	15.4	10.0	25.4
28	3,911,856	589,563	393,924	983,486	15.1	10.1	25.1
29	4,041,977	623,803	399,044	1,022,847	15.4	9.9	25.3
30	4,042,622	642,241	407,514	1,049,756	15.9	10.1	26.0
	4,012,870	624,751	412,115	1,033,866	15.5	10.3	25.8
令和元	4,012,870	024,/31	412,110	1,033,800	10.0	10.3	20.8

⁽注)1 国税には特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、決算額である。 なお、昭和52年度の()内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。

² 地方税は決算額である。